

魚沼市ものづくり振興協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、魚沼市ものづくり振興協議会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を魚沼市大沢 213 番地 1 魚沼市商工観光課商工振興室内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、市内中小企業が連携した取組みにより、企業構造の高度化を促進し、技術を育て地域産業を創るまちづくりを目指し、もって地域経済の発展、市民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生産企業及び製品の調査及び収集に関する事業
- (2) 品質の向上、市場競争力強化に関する事業
- (3) 魚沼ブランドに関する事業
- (4) 宣伝に関する事業
- (5) 受発注に関する事業
- (6) 新製品の開発に関する事業
- (7) 人材育成に関する事業
- (8) 産・学・官の協働ものづくり創造に関する事業
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、協議会の目的に賛同する正会員と賛助会員とする。

- (1) 魚沼市内でものづくりに関する事業を営んでいる法人及び個人事業主
- (2) 将来、魚沼市内でものづくりに関する事業を営もうとする法人及び個人事業主
- (3) 上記の規定にかかわらず、前条の目的に賛同する者は賛助会員となることができる。

(入 会)

第6条 本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、別に定める退会申込書を会長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

2 この規約及びその他の規約を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損したときは、会長は、理事会の承認を得て当該会員を退会させることができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人又は個人事業主が消滅したとき。

(3) 会費を6ヶ月以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで役員を務めなければならない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、正副会長を補佐し、本会の事務の処理をする。

4 理事は、正副会長及び事務局長を補佐し、事業一般を統括・執行する。

5 会計は、本会の会計の職務を行う。

6 監事は、本会の会計・事業を監査する。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が召集する。

2 総会は、本会の事業及び運営に関することについて審議し決定する。

(理事会)

第12条 理事会は、役員で構成し、会長が召集する。

2 理事会は、本会の会務を執行する。

(執行委員会)

第13条 執行委員会は、会長、副会長、会計及び事務局長で構成し、会長が召集する。

2 執行委員会は、総会及び理事会で審議する事項並びに本会の事業及び運営に関し、会長が必要と認める事項について審議し決定する。

(会議の運営)

第14条 総会、理事会及び執行委員会（以下「会議」という。）は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 会議の議長は、会長があたる。

(会議の表決)

第 15 条 会議の議決事項は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会、部会)

第 16 条 本会は、事業推進のため委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の構成、その他必要な事項は、別に定める。

(経 費)

第 17 条 本会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもって行う。

(会 費)

第 18 条 本会の会費は、会長が総会の承認を得て別に定める。

2 会員は、本会で定めた会費を納入し、もって会員とする。

(賃金、手当及び旅費等)

第 19 条 事務員の賃金、手当、旅費・日当、その他の経費は別に定める。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補 則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。